第八十五条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、「含む」の下に「。第九十六条第四項及び第九十七条第一項において同じ」を加える。

第九十条第一項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

第九十九条第一項及び第五項中「第百条第一項」を「次条第一項」に改め、同条第七項中「第二十八条第四項から」を「第二十六条第四項、第二十八条第四項から」に改める。

第百四条第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第二十八条　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項を次のように改める。

3　補充裁判員は、訴訟に関する書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第六十五条において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）及び証拠物（電磁的記録であるものを含む。以下この項において同じ。）を閲覧することができる。この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

第三十一条第一項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

3　裁判所は、裁判員等選任手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、次の各号に掲げるいずれかの場所に被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、裁判員等選任手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した被告人は、その裁判員等選任手続の期日に出席したものとみなす。

一　裁判官、検察官及び弁護人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所以外の場所であって、同一構内（裁判官、検察官及び弁護人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。次号において同じ。）にあるもの

二　他の裁判所の構内にある場所であって、裁判所が適当と認めるもの

第三十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　裁判所は、裁判員等選任手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、前条第三項各号に掲げるいずれかの場所に裁判員候補者の全部又は一部を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、裁判員等選任手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した裁判員候補者は、その裁判員等選任手続の期日に出頭したものとみなす。

第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第百八条第三項、第百二十五条第一項、第百六十三条第一項、第百六十九条、第二百七十一条の八第一項及び第四項、第二百七十八条の三第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一の項中「第二百九十七条第二項」の下に「、第三百十六条の七第三項」を加え、同表第百五十七条の四、第百五十七条の六第一項、第三百十六条の三十九第一項から第三項まで、第四百三十五条第七号ただし書の項中「第百五十七条の四」を「第百五十七条第四項、第百五十七条の四」に改め、「第百五十七条の六第一項」の下に「、第二百八十六条の三第一項、第三百十六条の三十四第五項」を加え、同条第二項中「第二十二条第四項」を「第二十二条第六項」に改める。

第六十五条の見出し中「記録媒体へ」を「電磁的記録として」に改め、同条第一項中「記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に」を「録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録として」に改め、同条第二項中「同項第四号」を「同項第五号から第八号まで」に改め、同条第三項中「記録媒体は、訴訟記録に添付して」を「電磁的記録は、裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（第八十二条において単に「ファイル」という。）に記録して」に改め、同条第四項中「第四十条第二項、第百八十条第二項及び第二百七十条第二項」を「第四十条第三項、第百八十条第三項及び第二百七十条第三項」に改め、「訴訟記録に添付して」を削り、「記録媒体」を「電磁的記録」に、「第三百五条第五項及び第六項」を「第三百七条の二第四項及び第五項」に改める。

第八十二条第一項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に、「これを整理しなければ」を「ファイルに記録しなければ」に改め、同項ただし書中「調書」を「公判調書」に、「整理すれば」を「ファイルに記録すれば」に改め、同条第二項中「整理された調書」を「ファイルに記録された公判調書」に、「整理ができた」を「ファイルに記録された」に改める。

第八十八条中「を記載した書面」を削る。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正）

第二十九条　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「旨を」を「旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」に、「掲示する」を「掲示し、又はその旨を当該検察庁に設置した電子計算機（入出力装置を含む。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

（国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正）

第三十条　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「又は」を「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）又は」に、「に関係書類を添付し」を「若しくは電磁的記録に関係書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）を添え」に改める。

第六条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第三項中「の提供」を「（電磁的記録を含む。以下この項及び第十条第四項において同じ。）の提供」に、「その書類」を「その訴訟に関する書類」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第七条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第九条第一項中「の証明書」の下に「（電磁的記録をもって作成するものを含む。）」を加える。

第十条第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「当該書類」を「当該訴訟に関する書類」に、「謄本」を「謄本若しくは当該訴訟に関する書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であってその内容が当該訴訟に関する書類に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの」に改める。

第十二条及び第十四条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一条ノ二第一項第二号中「記載シタル書面」とあるのは「記載シ又ハ記録シタル書面又ハ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ第三号及第四号ニ於テ同ジ）」と、同項第三号中「記載シタル書面」とあるのは「記載シ又ハ記録シタル書面又ハ電磁的記録」と、「添附シタル」とあるのは「添ヘタル」と、同項第四号中「嘱託書」とあるのは「国際刑事裁判所ガ発スル協力請求書（電磁的記録ヲ含ム）」と、「関係書類（電磁的記録ヲ含ム）」とあるのは「関係書類」と読み替えるものとする。